

飯田市山本区財産区管理会の役員定数の見直しについて

令和4年7月27日
飯田市山本区財産区

1 定数を変更する経過・理由

○人口減少、組合加入率の低下、役員の手不足等の理由により従来通りの地域づくり委員会での活動では対応が難しくなっていることから、組合選出役員数を見直し簡素で機能的な組織とするため、令和3年4月1日に山本地域づくり委員会組織の見直しを行ったが、それに合わせ、山本区財産区の役員数についても、作業内容及び人数を見直した。

2 主な変更点

(1) 作業等について

- 財産区役員（管理委員・代議員）が行っている作業は予算の範囲内で業者への委託化を図り、基本的に財産区役員が山に入るのは状況の確認や境回りとする。
- 財産区役員は作業中心から財産区の運営に重点を置く。

(2) 具体的な人員等

- 上記(1)を踏まえ、役員の負担軽減と役員数の削減を図るため、役員数の見直しを行う。
- 役員数の見直しにあたり、地域づくり委員会組織の選出単位と同様に山本区7平を6単位もしくは平ごとにバランスの取れた構成とする。
- 今回の改選による人数変更は下記のとおり。

区分	現行	改選後
管理委員	5名	6名
代議員	15名	6名
計	20名	12名

- 現在は管理委員5名、代議員15名の計20名。管理委員は5名から6名に増えるが、管理委員は飯田市山本区財産区管理条例第9条において、財産区及び営造物の管理・処分等を協議する立場であり、平ごとにバランスをとる必要がある。一方で、代議員数は15名から6名に削減するため、役員の総数は20名から12名と8名の減となる。

3 参考として

選出する単位、人数及び任期等

区分	東平	大明神	北平	中平 西平	南平 湯川	任期
管理委員	2	1	1	1	1	令和5年4月1日 ～令和9年3月31日
代議員	2	1	1	1	1	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日
計	4	2	2	2	2	